

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 1 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団明和会 ペリネイト母と子の病院	岡山市中区倉益二〇三一	令和 八年 三月 十四日
しまばら内科消化器科クリニック	岡山市北区平野一〇一一一六	
田宮眼科医院	倉敷市福島六九〇一八	
グリーンピースしんわクリニック	倉敷市新田二七九〇一一	
まび記念病院	倉敷市真備町川辺二〇〇〇番地一	
ふじかわ眼科 高梁分院	高梁市落合町阿部五九九一一	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 1 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太田歯科医院	岡山市南区福成三一一一	令和 八年 三月 一日
たけの歯科クリニック	倉敷市帯高六八七一二	
塙本歯科	倉敷市児島田の口五一七一三〇	
石井歯科医院	笠岡市笠岡三六五四一三	
すずき歯科クリニック	備前市香登本八九八一一	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 1 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つぼい薬局	岡山市北区西山内八五番地	令和 八年 三月 一日
ザグザグ薬局 山崎店	岡山市中区山崎二六六一五	
ゆたか薬局	倉敷市真備町川辺二〇〇〇一一	
茶屋町薬局	倉敷市茶屋町二一〇二番一	
児島ハーブ薬局	倉敷市児島阿津一丁目七番二二号	
阿新薬局 駅前店	新見市西方四三六一三	
ハローハーブ薬局 尾張店	瀬戸内市邑久町尾張一三四六一六	
おかやま薬局山陽店	赤磐市山陽四丁目一三一一	

